

## 事業報告書

日時	令和7年12月13日(土) 10:00~12:00
目的	<p>令和2年度の「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(沖縄県)によると、県民の「男女の地位の平等感」について「社会全体では男性が優遇されている」と回答者の約8割が感じており、沖縄県においても固定的な性別役割分担意識などが、その人らしい生き方を阻んでいる現状が想像される。</p> <p>今回の講座は、性別役割分担意識のもととなる「ジェンダー」という概念及び「ジェンダーアイデンティティの多様性」を学び、規範にしばられることなく個人の能力が発揮できる社会づくりに寄与することを目的とし、講座等の受講機会が限られる与那国町で開催する。</p> <p>同時に、与那国町はその立地から台湾との交流が盛んであるため、台湾におけるジェンダー関連施策や状況に関して学び、今後の日本及び与那国町のありたい姿を考えるヒントとなることを目指すもの。(「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」1-1、3-3-41、4-4-55)</p>
対象	関心のある方
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団
共催	与那国町教育委員会
講師	山城 彰子氏(琉球大学 国際地域創造学部 講師/女性史研究者/ていーだあみ共同代表)
会場	与那国町 嶋仲自治公民館 大会議室
参加者	9名
講演内容(概要)	<p>講師の山城彰子先生とおきなわ女性財団スタッフが与那国町を訪問して講座を開催しました。また、同日午後からは、講座に関連したテーマで与那国町立図書室スタッフや読み聞かせボランティアの方が絵本の読み聞かせを行いました。</p> <p>*****</p> <p>琉球史を学んだという講師の山城氏は、与那国に来るのは初めてであるが、琉球史の先生から「離島は与那国を歩きなさい」と言われていたので来るのがとても楽しみであったとして話し始めた。</p> <p>令和2年度の県による県民意識調査で「男女の地位の平等感」を分野別に見ると「学校教育」は男女が平等であると感じている人が54.7%と一番多く、「政治の場」や「社会通念・習慣・しきたり」では平等と感じている人がそれぞれ7.7%、10.4%であり、町村議会における女性議員の割合が低いこと、男女の賃金差があることを見ても沖縄にも男女の格差があるであろうと紹介した。</p> <p>次に講師は、沖縄の「ジェンダー(※)」を歴史から考えてみるとして、琉球王国では男性は政治、女性は精神的な世界と男女の役割がはっきり決まっていたこと、士族と百姓に身分が分かれており、士族であることを証明するのが家系図であったこと、系図は国が管理していたので位牌(トートーメー)を持つのは門中の総家であったこと、そもそも士族しか持っていなかった「トートーメー」を一般家庭でも持つようになり、戦後、タブーがより強まり沖縄の大きなジェンダー課題のひとつになっていることなどを紹介した上で、ジェンダーは作られたものなので、固定化されることはなく作り変えることができるものであるとした。</p> <p>(※)ジェンダー：文化的、社会的につくられた性差</p>

与那国は、男性が政治を行っていた琉球王国時代に巨体剛力の女性「サンアイソバ」がいたり、1948年の密貿易に関する新聞記事に与那国の女性の名前が出てきたり、と例外的な女性が存在していることが非常に珍しい。現時点では町役場によるジェンダーに関する意識調査が行われていないが今後が楽しみであると述べた。

次に講師は、性の多様性について言及。2015年、沖縄県では那覇市が「レインボーなは宣言」を最初に行い、2017年には浦添市が、2021年には沖縄県が「美ら島にじいろ宣言」を発表。2025年に沖縄県が、那覇市、浦添市に続いてパートナーシップ・ファミリーシップ登録制度をスタートさせたことを紹介。

性のあり方は現在、4つの要素「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「表現の性」で表される。自分の性は自分で決めるということが一番大切であるが、性のあり方は多様で豊かなものであり、周りが決めるものではなく「男女平等」ではなく「ジェンダー平等」である。

セクシュアルマイノリティは人口の8%~10%で、「比嘉さん」の名字を持つ人(3.6%)よりも多い。性別違和は8割以上が中学生以前に感じ始めるが、情報が少ないため大人が環境整備の一環として進めることが重要。日本社会ではまだまだ性的マイノリティに関する差別や偏見があり相談することが難しいが、もしカミングアウトされた時には「話してくれてありがとう」と伝えること、アウティング(本人の了解を得ずに話すこと)をしないことが大切と説明した。

続いて講師は、「ジェンダーギャップ指数」が163か国中、9位に相当する台湾(日本は163か国中121位)のジェンダー平等に関する取り組みについて述べた。1987年までは集会や言論の自由が厳しく制限されていた台湾であったが、1997年に女性の人権を守るべく「行政院婦女權益促進委員会」が発足し、現場の女性団体が徐々に運動を推し進めてきた。1990年代以降女性の境遇を改善する「セクハラ防止法」「性暴力犯罪防止法」「家庭内暴力防止法」「家族平等工作(勤務)法」などが制定された。特に2004年に制定された「ジェンダー(性別)平等教育法」はジェンダー平等を学ぶことを通じて人権を学び、主権者教育にもつながる素晴らしい内容であり、ジェンダー平等教育を受けたこともたちが成人を迎え今の婚姻の平等などにつながっていると説明した。

講師は最後に、日本においてもジェンダー平等を実現するために一人ひとりができることとして、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を意識すること、言葉に気を付けて差別的なNGワードや、性別や属性で人を評価するようなNGワードを使わないこと、レインボーグッズを持つなどの方法でサポートの気持ちを見せることが大切であると結んだ。

講演内容

(概要)

参加者の声

(自由記載欄より抜粋)

- ・とても分かりやすく学ぶことができました。言葉使いを意識していきたいと思いました。
- ・もっと話を聞きたいと思いました！ありがとうございます。
- ・社会が変わっていくことを学びました。

講座の様子



山城 彰子 氏



講座の様子



図書室の様子(嶋中公民館内)